

令和7年度杉並区産業実態調査及び結果分析業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

杉並区（以下「区」という）では、「杉並区産業振興基本条例」（平成26年3月策定）及び「杉並区産業振興計画（令和4年度～12年度）」を策定し、「暮らしや環境と調和した地域産業を育み、にぎわいと活力のあるまちをつくる」ことを計画目標とし、区内産業の振興を推進しています。杉並区産業振興計画の改定に当たっては、地域産業の実態を把握するとともに、課題や今後の方向性等を明らかにする必要があります。

このため、本業務は、区内事業者の経営状況や課題のほか、区民の生活行動や区内産業に対する認識等をアンケート調査やヒアリングによって把握し、その結果を集計、分析し、杉並区産業振興計画改定及び今後の産業振興施策の検討に向けた基礎資料とすることを目的としています。実態調査の実施に当たり、プロポーザル方式（公募型）により、区内産業の特徴や社会経済の動向を踏まえた上での調査項目の提案や統計データ等の的確で専門的な分析ができる能力等を持つ事業者を募集・選定します。

2 業務の名称

杉並区産業実態調査及び結果分析業務

3 業務の内容

（1） 作成計画、スケジュールの管理

（2） 各種調査及び分析作業

受託者は調査の目的を鑑み、次の＜視点＞が明らかになるように調査項目の設計及び結果の分析をしてください。分析等に当たっては、既存の調査結果や統計データを積極的に活用してください。

＜視点＞

- 杉並区の産業や事業所の特徴・現状・課題及び施策の有効性の評価等
- 前回調査時（令和2年度）との産業実態の比較
- 杉並区産業振興計画改定や今後の産業振興策のあり方・方針を検討するための根拠資料の一つとしての位置付け
- 区民が求める区内産業のあるべき姿や区民の消費動向
- 来街者の動向や意識及び観光資源についての新たな興味関心や課題

（3） 杉並区事業所実態調査

- ・ 目 的：区内事業者の経営状況や課題、今後の方針等を把握し、より実効性のある産業振興施策を推進するため
- ・ 調査対象：区内6,000事業所以上
- ・ 抽出方法：区が提供する総務省統計局のデータ等から、地域・業種の構成比率を反映する形で無作為抽出
- ・ 調査時期：令和7年8月～9月予定
- ・ 調査方法：調査票を郵送し、回答は郵送及びインターネットの併用とする。

- ・業務内容：調査内容の提案、調査票の作成、アンケート調査票の発送、回収、礼状兼督促状の送付（調査対象者全員）、調査結果の集計・分析及び結果を踏まえた施策等の提言、既存データ等を活用した分析

（４） 杉並区の産業に関する区民意識調査

- ・目的：区民の生活行動や就労意欲、区内産業に対する認識等を把握し、区民からの視点も踏まえた産業振興を推進するため
- ・調査対象：杉並区在住の満 18 歳以上の区民 1,000 人以上（居住地域、年齢区分を考慮）。住民基本台帳の情報を提供することが可能です。モニター調査の場合は、十分な回答数を確保できるモニター数を用意してください。
- ・調査時期：令和 7 年 8 月～9 月予定
- ・調査方法：予算の範囲内で、想定回収数概ね 1,000 件以上を確保できる方法で実施
- ・業務内容：調査内容の提案、調査の実施、調査結果の集計・分析、既存データ等を活用した分析

（５） 来街者アンケート調査

- ・目的：杉並区への来街者の動向や意識等を把握し、観光や商店街振興策を推進するための方向性を明らかにするため
- ・調査対象：概ね 1 年以内に杉並区を訪れたことのある満 18 歳以上の区外居住者
居住地域、年齢区分を考慮した上で、モニターを用意してください。なお、想定回収数は概ね 1,000 件以上とします。
- ・調査時期：令和 7 年 8 月予定
- ・調査方法：インターネットを活用したモニター調査
- ・業務内容：調査内容の提案、モニター調査の実施、調査結果の集計・分析及び結果を踏まえた施策等の提言、既存データ等を活用した分析

（６） 来街者ヒアリング調査実施に向けた支援

区内の駅や商店街各所において区職員が来街者に対して実施する来街者ヒアリング調査（9 月実施予定）の調査項目の設計等、実施に向けた支援。なお、調査結果は委託業者が作成する報告書に含めません。

（７） 既存資料に基づく分析

① 商店街について

東京都商店街実態調査（令和 4 年度）や各種統計資料等をもとに、杉並区内商店街の現状・課題について分析を行い、今後の取組等について提言を行うこと。

② 農業について

杉並区農業経営実態調査等や各種統計資料等をもとに、杉並区の農業の現状・課題について分析を行い、今後の取組等について提言を行うこと。

（８） 杉並区産業実態調査報告書等の作成

- ・報告書概要版
- ・アンケート調査の結果分析に基づく報告書

(9) 調査に関する問合せ対応

アンケート内容ほか事業者や区民からの調査に関する問合せに対応すること。期間は調査票発送日から調査期間終了後 1 週間とし、受付時間は 9:00～17:00 とします。但し、土曜・日曜・祝日・年末年始（12 月 28 日から 1 月 3 日）は除きます。

(10) 打合せ

- ・担当課との打合せ、作業確認を適宜行うこと。
- ・打合せ記録の作成

(11) その他

- ・本調査実施にかかる経費については、受託者の負担とします。ただし、来街者ヒアリング調査の実施経費を除きます。
- ・業務の遂行にあたって疑義が生じた場合及び定めのない事項については、担当課と協議の上、決定すること。

4 納品物

(1) 報告書概要版（電子媒体データにて納品）

提出期限：令和 8 年 1 月 31 日

(2) 報告書（電子媒体データにて納品）

提出期限：令和 8 年 3 月 31 日

5 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6 事業委託経費（上限額）

14,520,000 円（税込）

7 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人の場合、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 提案業務又は類似する業務を引き続き 2 年以上営業していること。

- (7) プライバシーマーク若しくはI SMS 認証を取得していること又は自社においてこれらの資格を取得している者と同等程度の個人情報保護に関する社内規定を設けていること。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

8 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期日等
実施要領の公表	令和7年4月11日（金） ※杉並区公式ホームページからダウンロードできます。 なお、窓口では実施要領の配布はしません。 (http://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html) 
質問受付期間	令和7年4月11日（金）から令和7年5月9日（金）午後5時必着 ※質問及び回答は、令和7年5月16日（金）までに、質問者の名を伏せて杉並区公式ホームページ上に掲載します。
参加申請書等提出期間	令和7年4月11日（金）から令和7年5月12日（月）午後5時必着 ※参加申込をせずに企画提案書を提出することはできません。
企画提案書等の提出期限	令和7年4月11日（金）から令和7年5月26日（月）午後5時必着 ※参加申請書等を提出しても、期限までに企画提案書等の提出がない場合は辞退とみなします。
第一次審査 （書類審査）	令和7年6月上旬 ※第二次審査の対象となる参加事業者を選定します。 ※第一次審査結果は全ての参加事業者に速やかに通知します。
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年6月中旬 場所・日時：別途、第一次審査通過事業者にご連絡します。 ※提案者のプレゼンテーションに対する質疑等を選定委員が行い、提案内容を評価します。
受託者候補者選定結果の通知	令和7年6月下旬 ※第二次審査参加者全員に結果を通知します。

9 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

「質問書」（様式1）に質問内容を記載のうえ、Eメール（PDF ファイルにして添付）により提出してください。電話での質問及び回答に対する再質問は受け付けません。件名を「【問合せ】令和7年度杉並区産業実態調査プロポーザル質問書（事業者名）」としてください。

(2) 受付先

「15 担当課（事務局）」に同じ

(3) 受付期限

令和7年5月9日（金）午後5時（必着）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年5月16日（金）までに、杉並区公式ホームページ上に掲載します。なお、質問内容が不明瞭なもの、意見の表明と解されるもの等については回答しないことがあります。

(<http://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>)



10 参加申請書等の提出

プロポーザルに参加する場合は、次の書類を期日までに提出してください。

(1) 提出書類・提出部数

別紙1「提出書類一覧」1のとおり

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「令和7年度杉並区産業実態調査プロポーザル応募書類 在中」と朱書きしてください。

(3) 提出先

「15 担当課（問合せ先）」に同じ

(4) 提出期限

令和7年5月12日（月）午後5時（必着）

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(5) 留意点

参加申込をせずに企画提案書等を提出することはできません。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出書類・提出部数

別紙1「提出書類一覧」2のとおり

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「令和7年度杉並区産業実態調査プロポーザル応募書類 在中」と朱書きしてください。

(3) 提出先

「15 担当課（事務局）」に同じ

(4) 提出期限

令和7年5月26日（月）午後5時（必着）

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

12 受託者候補者の選定手順

令和7年度杉並区産業実態調査及び結果分析業務受託者候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容等を

審査し、「3 業務の内容」の遂行に関し、適していると認められる事業者を選定します。なお、「6 事業委託経費(上限額)」を超える提案を行った参加事業者は審査対象となりません。

また、選定会議で審査をした結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価基準

ア 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価内容
経営状況	経営状況は良好であるか
業務遂行力	業務を遂行できる組織や業務体制か
業務実績	類似業務の実績があり、かつ効果的な内容であったか

イ 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価内容
業務の理解度	杉並区産業振興計画や区内産業の特性、現状、課題を理解した上で、優良な提案を行っているか
業務に対する取組姿勢	業務に対する取組姿勢が適切で、意欲があるか
提案内容の妥当性	区内産業の特性や社会経済環境の動向を踏まえた調査項目の提案能力があるか
	区の方角性を検討するための情報収集分析・方向性について優良な提案を行っているか
	独自性のある調査方法や分析手法の提案が盛り込まれ、実効性があるか
	スケジュールと実施手順、実施体制は適切か
資料調整能力	企画提案書は分かりやすいか
費用対効果	コストに見合った提案であるか
プレゼンテーション・ヒアリング	・具体的、かつ論理的な説明で説得力があるか ・質問の受け答えが的確か（企画提案内容に対する評価も含む）

ウ 社会的責任に対する評価基準

評価項目	評価内容
社会的責任	・区の施策や社会課題等へ適切に対応できるか ・適切な労働環境を確保しているか

エ 総合評価（全体を通じた総合評価）

(2) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で第一次審査を実施し、第一審査通過者（第一次審査配点合計の6割以上を得た事業者のうち上位3事業者程度）を選定します。

イ 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、選定会議で、企画提案の内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、契約を締結する受託者候補者（第一次、第二次審査の配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。

(3) 選定結果通知・公表

ア 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、第一次審査参加事業者全てに対し速やかに発送します。

また、第二次審査対象者に対しては、別途第二次審査の実施方法をお知らせします。

イ 受託者候補者選定結果通知

受託者候補者の選定結果は、令和7年6月下旬に全ての第二次審査参加事業者に対し発送します。

ウ 選定結果公表

選定結果は、後日、区公式ホームページ（プロポーザル案件のご案内）で公表します。その際、全ての参加事業者名が公表されます（応募者が2者の場合も含む）。

なお、非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由について説明を求めることができます。

13 参加者の失格

参加資格の確認を受けた応募事業者が、資格確認後に、次の（１）から（６）のいずれかに該当する場合は、失格とし、提案をすることができなくなります。その場合、既に提出されている企画提案書等は返却しません。

（１）提出書類に虚偽の記載があった場合

（２）参加資格を満たさなくなった場合

（３）企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

（４）応募事業者（応募予定者の関係者を含む）が、選定会議の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定会議委員及びこの募集に関係する区職員に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合

なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。

- ・ 実施要領に基づき区が実施する説明会・現地見学会等への参加
- ・ 実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・ 現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ・ 区が主催する審議会、意見交換会等への出席

（５）「６ 事業委託経費（上限額）」に示す、事業規模の上限を超えた提案をした場合

（６）前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

14 その他留意事項

（１）本件に参加するために必要となる諸費用は、すべて参加事業者の負担とします。

（２）提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。

（３）書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。ただし、選定会議が必要と認めた場合は、この限りではありません。

（４）提出された参加申請書等及び企画提案書等については返却しません。

- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。また、区は提出された文書等について、必要に応じて無償で使用できるものとします。
- (6) 選定会議で審査をした結果、一定の点数を満たす応募事業者がいなかった場合、受託者候補者を選定しません。
- (7) 契約の締結にあつては、区指定の標準契約書を使用します。
- (8) 受託者候補者が区と契約を締結する場合、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾を必要とします。また、プロポーザルで競合した事業者は再委託先にすることができません。
- (9) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。
- (10) 応募書類提出後に辞退する場合は、「15 担当課（事務局）」の担当者に電話連絡の上、速やかに「辞退届」（様式8）を持参又は郵送により提出してください。
- (11) 受託者候補者が失格要件に該当することが判明した場合、契約締結交渉が不調となった場合又は辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。
- (12) 本プロポーザル選定の透明性を確保するため、次の内容について、選定結果とあわせて区公式ホームページで公表します。

【公表項目】

- ・ 件名
- ・ 選定事業者名及び所在地
- ・ 参加事業者名（応募者が2者の場合も含む。）
- ・ 選定経過
- ・ 選定理由
- ・ 選定委員の職名等及び氏名
- ・ 審査結果（評価項目及び評価点とその内訳）
- ・ 所管課名

また、これら公表項目と併せて、選定会議の会議記録の概要を公表します。

15 担当課（事務局）

〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー 2階

杉並区産業振興センター 管理係 担当： 山口、岡崎、藤山

受付時間：午前8時30分～午後5時（土、日、祝日除く）

電話番号：03-5347-9134（直通）

E-mail：sangyo-k@city.suginami.lg.jp

提出書類一覧

1 令和7年5月12日（月）提出期限の書類（参加申請書等）

No.	提出書類	様式等	提出部数	提出欄	区確認
1	提出書類一覧	本資料	1		
2	参加申請書	様式2	1		
3	直近3期分の財務諸表 （貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、 キャッシュフロー計算書）	写し	2（正2）		
4	直近事業年度（決算年度）1年分の納税証明書 ① 法人事業税及び特別法人事業税の納税証明書 （発行機関：都道府県税事務所） ② 法人税の納税証明書その1 （発行機関：税務署） ③ 消費税及び地方消費税の納税証明書その1 （発行機関：税務署）	写し	2（正2）		

注意事項

- ① 製本せずに提出してください。
- ② 本資料の提出欄には、提出する書類に「○」を記入したうえで提出してください。

2 令和7年5月26日（月）提出期限の書類（企画提案書等）

No.	提出書類	様式等	提出部数	提出欄	区確認
1	提出書類一覧	本資料	1		
2	事業者概要	様式3	9（正1副8）		
3	業務遂行体制	様式4	9（正1副8）		
4	企画提案書	様式5 及び 任意様式	9（正1副8）		
5	類似業務の請負実績	様式6	9（正1副8）		
6	見積書（積算内訳含む）	任意様式	9（正1副8）		
7	社会的責任取組調書	様式7	9（正1副8）		

※提出部数の「正」は正本を、「副」は副本のことを指します。

注意事項

- ① 各様式は、原則としてA4版とします。（ただし、A3サイズ等の場合は、片袖折りにし、A4版で提出願います。） No.「1」～「7」の項目ごとにインデックスを貼り付け、ページの通し番号を記載の上、ファイルに綴じてご提出ください。

また、表紙及び背表紙に、当該提出書類名「令和7年度杉並区産業実態調査及び結果分析業務委託に係る公募型プロポーザル 企画提案書」を付し、正本のみに事業者名を付してください。

- ② 副本については、応募事業者が特定できるような名称（社会福祉法人、株式会社等の表記も含む）、ロゴマーク等は、使用しないでください。それらが記載されている書類については、当該個所をマスキングし、判別できないようにしてください。また、個人情報については、正本・副本とも同様の処理を行ってください。
- ③ No. 5「類似業務の請負実績」については、直近5年以内の官公庁や民間企業等での類似業務の実績・効果等を記載してください。なお、直近5年とは、令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年を指すこととします。
- ④ No. 6「見積書」については、次の点に留意し、作成してください。
 - ・宛先は、「杉並区産業振興センター所長」としてください。
 - ・「令和7年度杉並区産業実態調査及び結果分析業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領3(3)～(8)の内訳が分かるように記載し、その算出根拠を示してください。
- ⑤ 本資料の提出欄には、提出する書類に「○」を記入したうえで提出してください。

参考資料

(1) 統計資料・調査報告書等
① 杉並区産業実態調査 https://www.city.suginami.tokyo.jp/shigoto/sangyou/shinkou/jittaichousa/index.html
② 杉並区中小企業の景況 https://www.city.suginami.tokyo.jp/s121/6190.html
③ 杉並区統計書 https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/gaiyou/toukei/toukei/index.html
④ 東京都商店街実態調査（東京都産業労働局） https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/ef30f8c14fa5590ce238bb19480d2dd7_1
⑤ 東京都農作物生産状況調査 https://tokyogrown.jp/learning/library/img/agriculture_report_2022.pdf
(2) 杉並区就労支援センターWEB サイト https://www.city.suginami.tokyo.jp/shuroshien/index.html
(3) 求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」 https://suginami-workinfo.com/
(4) すきなみ産 https://www.city.suginami.tokyo.jp/s121/17159.html
(5) 杉並区商店街マップの閲覧 https://www.city.suginami.tokyo.jp/s033/1786.html
(6) 中央線あるあるプロジェクト WEB サイト https://www.chuosen-rr.com/
(7) すきなみ学倶楽部 WEB サイト https://www.suginamigaku.org/index.html
(8) 東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム WEB サイト https://sam.or.jp/
(9) EXPERIENCE SUGINAMI TOKYO https://experience-suginami.tokyo/
(10) 農産物直販マップ https://www.city.suginami.tokyo.jp/s121/1765.html
(11) 杉並農人 https://www.city.suginami.tokyo.jp/s121/1769.html